

開 会 午前10時7分

●松井隆文委員長 ただいまから、経済観光委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございません。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 令和3年度札幌市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

質疑を行います。

●小竹ともこ委員 私からは、先ほど本委員会に付託されました補正予算案、飲食店感染防止対策支援費について、3点質問をいたします。

先週の8日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、7月11日、昨日をもって北海道でのまん延防止等重点措置の適用が解除されることが決定されましたが、9日に開催されました北海道による対策本部会議においては、重点地域として札幌市内全域の飲食店等への営業時間短縮等の要請は7月12日、本日以降も継続することに決定されました。

途中、要請内容の変遷はありましたけれども、4月27日からもう既に約2か月半もの長きにわたり続く営業時間短縮等の要請によりまして、飲食店等の経営者の方、また、関連する事業者の方々にとって、経営面は言うに及ばず、精神的な面でも大変苦しい状況が続いていらっしゃるかと思います。

札幌市の感染状況、新規感染者数は大きく改善したこともあり、飲食店等の皆様からは、今回の営業時間短縮要請のさらなる延長について、なぜ新規感染者数が減少しているのに営業時間短縮等の要請を続けるのかといった疑問や、そして、まん延防止等重点措置が解除されるとともに、それらの要請も解除されるのではと期待していただけに、落胆の声も聞こえてきております。

そこで、改めて質問をいたしますが、このたび、営業時間短縮等の要請を継続することとなった理由と、札幌市としての受け止めについて伺い

ます。

●坂井産業振興部長 営業時間短縮等の要請を継続する理由と受け止めについてお答えいたします。

北海道の中心都市であり、他の地域との人の往来が多い札幌市については、重点地域として感染防止対策の一層の徹底を図る必要があることから、北海道において、札幌市の飲食店等に対して営業時間短縮等の要請を行ったものでございます。

札幌市の感染状況は、直近7日間の新規感染者数が国のステージ3の指標である人口10万人当たり15人を下回っているものの、新たな変異株による感染の再拡大の懸念など、引き続き予断を許さない状況が続いているところでございます。

また、次の感染拡大に備えるためには、可能な限り患者数を減らし、医療機関への負荷をより低い水準に持っていくことが重要であることから、やむを得ない措置であると考えているところでございます。

●小竹ともこ委員 札幌市としましては、常に要請や解除についてはしっかりとしたデータに基づく指標を示すことを求めてこられたかと思えます。一方で、東京での感染拡大、デルタ株の増加傾向などに対しては、危機感や警戒感を持つのは当然であろうかとも思っております。

引き続き要請を行う理由については分かりました。一方、感染防止対策が目的ではあっても、営業時間短縮等の要請を行うことは飲食店の方にとって、再三申し上げますけれども、売上げの減少はもとより、仕入れ先や従業員の雇用などにも影響を与える強力な措置となります。このような強い措置でありながら、このたびの営業時間短縮等の要請については、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に基づくものではありません。

そこで、質問をいたしますけれども、本日からの営業時間短縮等の要請はどのような根拠に基づき要請されるのか、伺います。

●坂井産業振興部長 営業時間短縮等の要請の根拠についてお答えいたします。

新型インフルエンザ等特別対策措置法、いわゆる特措法第24条第9項において、都道府県知事は、感染対策のため、必要な協力要請を行うことができるものと定められており、今回の営業時間短縮等の要請は、この定めに基づき発出されたものでございます。

加えて、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置の解除後は、当面、飲食店等に対する営業時間短縮要請を継続し、その後の感染状況を踏まえながら段階的に緩和することが示されているところでございます。

●小竹ともこ委員 ただいまのご答弁によりますと、インフルエンザ特措法及び政府の基本的対処方針に基づいて今回の要請が行われるということとであります。

しかしながら、これまで緊急事態措置やまん延防止等重点措置に基づく要請期間中でありながら、要請に従わない店舗が一定数存在し、北海道では命令を実施したところでもあります。そのような実態がある中で、今回の営業時間短縮等の要請は、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に基づくものではないので、要請を受けた飲食店等は従わなかったとしても過料を科せられることはありません。お客である私たち市民は自粛疲れをしておりますし、そしてまた、飲食店事業者の方々は、感染対策を万全にしてお客様を迎え入れる態勢も整っているといったところで、要請疲れという言葉も聞かれております。

そこで、私からの最後の質問となりますが、本日から開始される営業時間短縮等の要請の実効性について、ご見解を伺います。

●坂井産業振興部長 営業時間短縮等の要請の実効性についてお答えいたします。

委員がご指摘のとおり、今回の営業時間短縮等の要請に従わなかったとしても過料を科されるこ

とはありませんが、市内の感染拡大防止を図るため、できる限り多くの店舗にご協力をいただきたいと考えております。

また、同じく命令や過料の措置がなかった4月27日から5月11日までの営業時間短縮等の要請の際にも多くの飲食店の皆様にご協力をいただいたことを踏まえ、今回の要請においても、感染防止策としての一定の効果を期待しているところでございます。

事業者の皆様にご理解、ご協力をいただき、要請の実効性を担保できるよう、北海道とも連携し、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

●小竹ともこ委員 あくまでもお願いベースであるということでありました。そこは、飲食店を経営されていらっしゃる方々にご理解、ご協力をいただくためにも、先ほどの根拠も含めて丁寧な説明や協力支援金の支給等をしっかりと実施していただくことを求めます。飲食店等、また、関連する事業者の皆様にとって死活問題ともなる厳しい要請であると感じておりますが、何とか感染症を抑え込み、これが最後の要請期間となることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

●成田祐樹委員 私からも、飲食店感染防止対策支援費について質問したいと思います。

7月8日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、北海道はまん延防止等重点措置が解除されることが決定されましたが、翌9日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、札幌市内の飲食店等への営業時間短縮等の要請期間を7月25日まで延長することが決定したと聞いております。

この延長によって、今回計上されたような支援金の支給がまた行われるわけですが、店舗のサイズなどによっては、基準の支援金では全然足りず、営業自粛に対して十分な補償が伴っていないところもあり、国が決めてきた基準にも疑問の声がたくさん出てきております。支援金への不満が

出てしまえば、要請に従わないところが出てしまうおそれがあるわけです。

そのような中で、今回の延長によって、4月27日から始まった飲食店等への営業時間短縮等の要請期間は、トータルにするとおよそ3か月というかなりの長期間となり、先ほど述べた十分な補償をもらえていない事業者をはじめとした店舗などでは、資金繰りなどへの影響もより深刻になるものと思われます。

そうした中、報道によると、他都市における支援金の支給では、まず、営業時間短縮等の要請期間の終了から申請の受付開始までに時間を要し、東京などでは半年近くかかるといった報道があるなど、地域によっては申請から支援金の支給までには数か月を要するケースがあると聞きました。

一方、札幌市では、申請書類に不備がなければ申請から3週間程度で支援金が支給されると聞いており、以前の委員会でも要望させていただいた支援金の素早い支給という点については取組を進めてきているものと思っております。

そこで、質問ですが、札幌市のどのような取組が支援金の早期支給につながっているのか、まずは伺いたいと思います。

●**坂井産業振興部長** 支援金の早期支給につながる取組についてお答えいたします。

札幌市では、過去に実施した事業の経験から、申請の受付に当たり、申請内容に不備が多かった電子申請を使用せず、郵送による申請に統一をさせていただいております。

また、コールセンター、申請受付、審査、支給までの事務を一括して業務委託をしているところでございます。

さらに、業務の受託者から、審査上の疑義について、その都度、札幌市に照会いただき、審査ルールやマニュアルを随時更新することで、早期支給を実現しているところでございます。

●**成田祐樹委員** 今、札幌市の支給事務についてお話しいただきましたが、そういったようなノ

ウハウ、マニュアルの更新など、早期支給の努力は大変大切だと思いますし、何よりも、やっぱり、事業者さんにとってみると、キャッシュができなければ、安定した運転もできず、要請への理解も到底得られないと思いますので、引き続き、少しでも迅速な支給をお願いしたいと思います。

もう1点伺いたいのですが、今お話しした営業時間短縮等の要請について、支援金の迅速な支給などを受けて、このような要請に協力している店舗がある一方、先般、北海道が公表したように、要請に応じず、命令を受けた店舗もごさいます。今後は、そういった営業をしている店舗の動向を見たり、また、営業時間短縮等の要請期間の長期化により、要請に応じないことを選択して営業を再開する動きも出てくると予想しております。

そのため、今後も、市内の飲食店に営業時間短縮等の感染防止対策に協力していただくためには、支援金を支給するだけではなく、これまで行ってきたプレミアム付飲食券などといった感染収束後の需要喚起策においては、感染防止対策に協力いただいた店舗を優遇する施策なども必要ではないかと思えます。

そこで、質問ですが、今後の感染防止対策を踏まえた飲食店の需要喚起策について、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

●**坂井産業振興部長** 今後の感染防止対策を踏まえた飲食店への需要喚起策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた飲食店の需要喚起策の実施や支援金の支給に当たり、これまでも、事業者の皆様には、業種別ガイドラインの遵守などをお願いしてきたところでございます。

飲食店の完全対策をより一層徹底していくために、今後、需要喚起策を実施する際には感染防止対策を講じていることを事業参加の要件とするなど、さらなる対応強化を図ってまいりたいと考え

ております。

●成田祐樹委員 今、お答えいただきましたけれども、飲食の場は、どうしてもマスクを外して飛沫を飛ばしてしまうというシーンが多くなることを要因、原因として感染リスクが高いとされており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、飲食店での感染防止対策の徹底や支援は重要であるというふうに思っております。

そもそも、今回の支援金については、要請に応じて売上げが下がる店舗に対して支援を行うために出されているものと認識しております。また、お答えいただいたように、今後、もし需要喚起策を行うとした場合には、同じように要請に応じて自粛期間に売上げが下がった店舗に対して需要喚起を行うために実施するというふうに思っております。

要は、理由の根本は同じだと思っております。頑張っただけで要請に応じて、店舗が営業自粛をしたからこそ需要喚起策にあずかることができるのに、要請に従わなかった店舗も需要喚起策にあずかるとなれば、またここにも不公平感が出てくるのではないのでしょうか。真面目に要請に応じていただいた店舗だけが損をするという印象を受けさせてしまっただけで、要請に応じない店舗がさらに出てくるのではないのでしょうか。

こういった話を感染が収束し終わった後に、後からルールを守らなかったところは駄目だよねというような話をしてもこれは後づけになってしまうので、今、この場であるからこそお話をさせてもらっております。

そういったことも踏まえて、今後の支援策の実施に当たっては、感染防止対策に取り組む店舗へのインセンティブ付与や、逆に感染防止対策に取り組まない店舗には、例えば需要喚起事業の対象外にするといったことなども検討することを要望して、質問を終わりたいと思います。

●好井七海委員 私からも、飲食店感染防止対

策支援費について、2点伺います。

このたび、北海道では、独自にまん延防止等重点措置解除後も札幌市内の飲食店等への営業時間短縮等の要請を行うことといたしました。北海道が独自に営業時間短縮等の要請を行うのは4月27日から5月11日までの期間以来となりますが、この期間中に、北海道では、感染状況の悪化を受け、5月6日から、当初、午後9時までであった営業時間を午後8時まで、午後8時までであった酒類提供時間を午後7時までと、要請内容を厳しくしました。この1時間の短縮は、飲食店、特にお酒を提供しているお店にとっては休業を押しつけられたくらい厳しい要請でありました。

この北海道が決めた期間中の要請内容の変更であったにもかかわらず、飲食店は、4月27日から5月5日まで要請に応じていたとしても、5月6日以降の要請内容に応じなかった場合、4月27日から5月11日、全期間分、支援金の支給を受け取ることができませんでした。飲食店は、後出しで要請内容を厳しくされた上、変更後の条件に従わなければ、それまでの期間、頑張っただけで協力した時短営業分の支援金も受け取れないというのは、現場の事業者のことが全く分かっていない、信頼を裏切る行為であり、市民に寄り添った対応とは全く思えませんでした。

私のところにも、お父さん、お母さんの2人で営んでいる飲食店から、北海道の今回の要請は支援金を人質に取った強要ではないのかと、とても憤りを感じており、私も、感染防止対策のためとはいえ、経営に負担をかけている飲食店に対して、全く現場のことが分かっていない対応で、事業者寄り添った対応とは思えませんでした。

そこで、質問ですが、今回の営業時間短縮等の要請に伴う支援金は、期間中に要請内容が変更された場合でも飲食店が不利益を受けないなど、適切に運用すべきと考えますが、見解を伺います。

●坂井産業振興部長 営業時間短縮等の要請に伴う支援金の運用についてお答えいたします。

5月6日からの変更において、より一層の感染拡大防止を図るためには、営業時間短縮の実効性を高める必要があることから、全期間において要請に応じていただくことを支援金の支給条件としたところでございます。

一方、委員のご指摘のとおり、経営への影響を受けつつ感染防止対策にご協力をいただく飲食店の支援金については、要請に応じた飲食店に適切に支給されることが重要であると認識をしております。

そのことから、北海道に対して、事業者目線に立った適切な支援金制度の運用について、引き続き働きかけをしてまいりたいと考えております。

●好井七海委員 本日に事業者目線で、本日から営業時間短縮等の要請期間が始まりますので、北海道に対しては事業者の声を踏まえた要望をしていただくことを求めます。

一方、4月27日から開始した感染拡大の第4波に伴う営業時間短縮等の要請ですが、7月11日までで既に約2か月半が経過しています。度重なる要請期間の延長がなされ、時間の経過とともに売上げ減少の影響も拡大し、倒産や閉店なども増えている中、経営に苦慮する市内の飲食店では、7月12日からはようやく通常どおり営業できると期待していた店舗も多かったと思います。ある飲食店の店長は、なぜこれほどまで飲み食いする場所がいじめられるのか、どんなに頑張っても稼ぎようがないと悲鳴を上げておりました。しかし、北海道による要請は、札幌市内の飲食店に対して7月12日から25日までの2週間、さらに営業時間短縮等を求めるものでした。

そこで、質問ですが、札幌市として要請期間の延長により飲食店が受ける影響をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

●坂井産業振興部長 飲食店が受ける影響に対する認識についてお答えいたします。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や、度重なる営業時間短縮等の要請期間延長など

により、市内の飲食店は大変厳しい状況に置かれているものと認識をしております。

そのような飲食店の事業継続を支援するため、札幌市では、事業者にとって金利や信用保証などの負担が少ない融資制度の創設や、経営や雇用の維持など様々な相談を受けるワンストップ相談窓口の開設など、きめ細やかな支援を行っているところでございます。

今後は、感染状況などを十分見極めながら、需要喚起策についても適時適切に講じてまいりたいと考えております。

●好井七海委員 本日に事業者に寄り添った相談窓口等も丁寧にしていただきたいと思います。

最後に要望ですが、今回の要請が最後になるよう本当に祈りたいところではありますが、逆に、今後も何度あるか分からない新型コロナウイルス感染症の感染拡大のたびに、営業時間短縮等に応じ、経営に直接的な影響を受ける飲食店を支援するため、円滑な支援金の支給はもちろんですが、それ以外にも様々な飲食店に寄り添った施策を実施していくことを一つ求めます。

また一方で、これまでの飲食店の時短要請によって、市内の青果・水産・小売団体から直接厳しい経営状況が寄せられるとともに、様々な業種が深刻な打撃と影響を受けております。その中には、ぎりぎりの売上げで支援金申請には至らない事業者もいますので、北海道が決めていることではありますが、札幌市は、事業者の側に立った飲食店営業のための仕組みづくりをするなど、事業者の悲痛な声に応える取組を強く要望して、質問を終わります。

●村上ひとし委員 私は、飲食店感染防止対策支援費について、その支給状況と申請期限に関連して質問をさせていただきます。

このたびの補正予算は、北海道の要請を受けて、協力をいただいた飲食店等の事業者に対して合計で51億7,400万円を支給する補正予算であります。

これまで、北海道においては、市内の飲食店に対して数度にわたる営業時間短縮等の要請を行ってきました。既に申請や支給を終えている事例もあると思います。支給金の申請件数は、すなわち要請に協力をいただいた件数とも言えるものであり、特に北海道の独自行政とまん延防止等重点措置や緊急事態宣言などに基づく要請では、それぞれの程度申請に違いがあったのか、明確にしておくことも必要であると思います。

そこで、お尋ねいたします。

これまでの要請ごとの申請件数及びその支給状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

●**坂井産業振興部長** これまでの要請ごとの申請件数及び支給状況についてお答えいたします。

6月30日までの申請期限としていた4月27日から5月11日までの独自要請に係る支援金については、7月8日時点で申請事業者数7,199件、うち支給済み5,552件、5月12日から5月31日までのまん延防止緊急事態措置協力支援金については、申請事業者数7,554件、うち支給済み3,144件となっております。

なお、これらの支援金及び7月31日を申請期限としている6月1日から6月20日までの緊急事態措置延長協力支援金については、申請期限をそれぞれ延長し、8月31日までとしたことから、申請件数は一定程度増えていくものと考えているところでございます。

●**村上ひとし委員** 独自要請の場合とまん延防止等重点措置や緊急事態宣言に基づく要請の場合では、やはり、どちらかという後者のほうが申請件数は多いということでもあります。

また、6月30日であった申請期限を8月31日まで延長したということでもあります。これによって、少しでも多くの事業者に申請の機会が与えられ、従来の申請期限を超過してしまったという事業者も救済できることになると思います。市内の飲食店などの事業者は、長期にわたり厳しい営業

を強いられていることから、今回の協力支援金の申請受付期限を延長するという市としての柔軟な対応は重要であると思います。また、事業者の中には、既に申請受付期限が終わってしまったということも諦めてしまっている場合も想定されることから、期限の延長については、広く事業者に周知することが肝要だと思います。

そこで、お尋ねいたします。

従来の申請期限を延長した理由と期限延長をどのように周知していくのかについて、お伺いいたします。

●**坂井産業振興部長** 申請期間を延長した理由と周知方法についてお答えいたします。

従来、申請期限については、要請期間の翌月末までとしていたところですが、本年4月から7月にかけての営業時間等短縮要請に伴う支援金については、北海道や一部市町村においても同様の支給事務を行っており、それらの申請期限が8月31日までとされておりました。

複数の市町村に店舗を有する事業者の方からは、札幌市における支給についても、北海道などと同様、8月31日までと混同していたという申出などもあったことから、申請期限を8月31日まで延長したものでございます。

申請期限の延長については、札幌市や北海道のホームページ、広報さっぽろ8月号でのお知らせのほか、関係団体や報道機関を通じた周知依頼、今後、支援金を支給する事業者へのご案内など、様々な手段を使って周知をしてまいりたいと考えております。

●**村上ひとし委員** 周知を丁寧に進めていただきたいと思います。時間短縮などの自粛にふさわしい支援金であるのかといえば、店舗によっては必ずしもそうではないと思うわけでもあります。

そこで、ぜひ市として道と相談していただきたいのが、飲食店などの事業者に分断や対立を生まなような対応を、ぜひ検討を深めていただきたいというふうに思います。飲食店等の厳しい状況

は委員会でも示されてきましたけれども、それらを踏まえつつ、申請期限の延長についても丁寧に一人、一つの事業者も残さず周知できるようにお願いを申し上げて、終わります。

●松井隆文委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●松井隆文委員長　なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●松井隆文委員長　なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●松井隆文委員長　異議なしと認め、議案第1号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会　午前10時36分